入　札　心　得　書

第１　入札希望者は、本心得書を熟読の上、入札してください。

第２　現物と公告物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第３　入札に参加する者は、入札前までに法人にあっては法人の「履歴事項全部証明書」、個人にあっては本籍地の市区町村長が発行する「身分証明書」を提出してください。

第４　代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出してください。

第５　入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に開札場所に差し出さなければなりません。

第６　入札者は、入札前に入札保証金として、見積もった契約金額の１００分の３以上に相当する金額を本市が発行する納入通知書により納めなければなりません。

第７　入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に利息を付さないで返還します。ただし、落札者が当該入札に係る契約を締結しない場合には、入札保証金は旭川市に帰属することになります。

第８　入札書には、入札者の住所及び氏名を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「￥」又は「金」を記入してください。

第９　提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。

第10　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)　入札参加申込書を提出していない者が行った入札
(2)　郵送、配送又は電送による入札
(3)　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
(4)　入札書の記載金額を加除訂正した入札
(5)　入札書に記名押印がない入札
(6)　定められた入札保証金を納付しなかった者の行った入札
(7)　同一事項の入札について２通以上の入札書を提出した者の行った入札
(8)　同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
(9)　同一事項の入札について代理人が２人以上の代理をして行った入札
(10)　入札参加資格のない者又は委任状の提出のない代理人の行った入札

(11)　無権代理人が行った入札
(12)　公告及び本心得書の条項に違反する入札
(13)　入札に関し不正の行為をした者の行った入札
(14)　その他入札に関する条件に違反した入札

第 11　開札は入札者の面前で行います。

第 12　開札の結果、予定価格に達する入札がなかった場合は、直ちに再入札を行います。ただし、再入札の執行回数は原則として１回とします。

第 13　落札者は、旭川市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となるべき価格で入札した者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第 14　落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとし、この場合、当該落札者が納付した入札保証金は旭川市に帰属することになります。
(1)　落札者が契約の締結を辞退したとき。
(2)　特段の理由なく落札者が落札通知を受けた日から７日以内に契約を締結しなかったとき。
(3)　入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
(4)　法令及び旭川市契約事務取扱規則（昭和３９年旭川市規則第２２号）に違反する事項が生じたとき。

第 15　売買代金は、契約締結と同時に全額即納とします。よって、契約保証金の納付を要しません。

第 16　禁止事項
(1)　売買契約締結の日から５年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業の用途に供しないこと。
(2)　売払物件を旭川市暴力団排除条例（平成２６年旭川市条例第１６号）第２条第１号に定める暴力団若しくは同条例第７条第１項に定める暴力団関係事業者の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸してはならない。

第 17　第 16 の禁止事項に違反した場合は、本市が別に土地売買契約書で定める違約金を徴収します。

第 18　本心得書に定めのない事項は全て地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、旭川市契約事務取扱規則及び旭川市公有財

産規則（昭和５８年旭川市規則第４１号）の定めるところによって処理します。